平成 1 4 年度 第 7 回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

- 1 日 時 平成14年12月25日(水) 14時00分~16時50分
- 2 場 所 勤労者福祉会館(6階講堂)
- 3 出席者
- (1)委員

木本委員長、速水副委員長、浦山委員、大森委員、朴委員、林委員、福島委員

(2)事務局

県土整備部

県土整備部長、公共事業総合調整分野総括M、事業評価・システム開発 T M 流域整備分野総括M、他

紀勢町水産課長 他

企業庁 事業推進分野総括M、工業用水道TM 他

4 議事内容

(1)三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業総合調整分野総括M)

お待たせいたしました。定刻よりちょっと遅れましたが、ただ今から、平成 14 年度第 7 回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。

本日は、7名の委員全員のご出席をたまわり、三重県公共事業再評価審査委員会条例第 6条の2に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

私は、三重県公共事業再評価審査委員会の事務局を担当しております、県土整備部公共 事業総合調整分野担当総括マネージャーの田中でございます。本日の司会を務めさせてい ただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会の公開について、委員長にお諮りしたい と存じます。なお、本日の審査案件につきまして、事務局としましては、特段非公開とす る事案はございません。よろしくお願いします。

(委員長)

ただ今、事務局から特段非公開とする案件がないとの報告がありました。私、委員長としましても非公開とする議事はないと判断いたしますので、議事を公開といたします。傍聴希望の方がお見えでしたならば、入室。(傍聴希望者なし)はい、ありがとうございます。それでは、本日の議事進行につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事業評価・システム開発 TM)

はい、それでは本日の議事につきましてご説明をさせていただきます。まず、お手元の資料の赤いインデックスの3番の項目をお開き願いますか。この資料3の「三重県公共事業再評価対象事業(予定案)」でございますが、これの1番下の25番工業用水道事業でございます。これにつきましては先月の第6回の委員会におきまして、審議未了ということで、今回再審査をしていただく予定でございます。本日の審査案件は、これ1件ということでございます。

恐れ入りますが、ページめくっていただきまして、105 番でございますが漁業集落環境整備事業につきましては、前回紀勢町さんのほうからご説明をされたわけでございますが、委員の先生方のご意見の中で、ペーパーでというお話がございまして、本日 105 番の青いインデックスでございますが文章にしたものがございます。

まず最初に、本日、紀勢町さんもみえておりますので、再度、漁業集落環境整備事業のいわゆる再評価の延期につきまして、再度ご説明をさせていただきたいと考えております。本日この2件でございますが、よろしくお願いをいたします。

(2)審査延期の理由報告

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から進行についてご説明をいただきましたが、 ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にございませんので、事務局からの申し出のとおり再評価の審査に入る前に、紀勢町さんから審査延期に関するご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(紀勢町水産課長)

失礼します。紀勢町水産課長の山川と申します。委員の皆さんには本日お忙しい中、ご 苦労様でございます。ただ今から錦地区漁業集落環境整備事業の再評価審査の延期の理由 について、ご説明をさせていただきたいと思います。

(委員長)

どうぞ、おかけください。

(紀勢町水産課長)

すいません。まず、事業計画の概要でございますが、紀勢町の錦漁港の背後、漁業集落を対象としまして、漁村の生活環境の改善や活性化を推進するために、漁業集落道、漁業集落排水施設、防災安全施設の整備を行うこととして、平成9年度に総事業費 32 億円で事業採択となりました。平成9年度に測量調査を実施をして事業開始しましたんですが、翌年の平成 10 年度から町の財政事情等によりまして、事業が休止となっております。ということで、漁業集落環境整備事業の事業休止に至った経過について、ご説明をさせてい

ただきたいと思います。

この事業でございますが、平成9年度に測量調査から事業を着手させていただきましたのですが、平成10年4月14日に集中豪雨がございまして、紀勢町役場庁舎の屋根が抜けてしまうということが起こりました。築後100年以上経っておりまして、以前は寺子屋として使われておったというのを庁舎にさせてもらっておりました。屋根が抜けるという事態が発生しました。このことから、執務への支障や危険の回避をするために、新庁舎の建設を行うというふうなこととなりました。一方、一般会計予算規模が概ね30億円、財政力指数が20%未満という町財政の中で、庁舎建設費でございますが、推定で10億円くらいいるであろうというものの捻出は大変厳しく、各種事業の見直しを余儀なくされました。

そういうことで、漁業集落環境整備事業については総事業費 32 億円と、これに関連する施設整備のための単独事業が5億9千万程が必要であるということでございまして、これらの事業推進に必要な年間事業費概ね5億円程度が見込まれておったわけですが、町一般財源での所要額にしますと、1億5千万程度が必要な状況でありました。この金額は本町の経常的支出残額が3億円を割り込むという予算規模の中では、非常に大きな割合を占めることから、本事業の実施については継続中であります大型建設事業の柏崎簡易水道事業というのがございます。これが完成する見込みであります平成12年度までを目処に、休止するということが決められました。

その後ですが、市町村合併の検討が始まりまして、漁業集落環境整備事業を推進する上でこの地元負担について合併先の市町村との調整等を図る必要があると判断しまして、市町村合併の進捗の状況も視野に入れた中で、平成 13 年度からの事業再開は断念をいたしました。なお、平成 13 年度の夏頃には合併問題が、その間ずっと具体化してくる中で、合併後の財政に大きく影響が出るだろうと思われます集落排水整備につきましては、市町村合併が行われた後の新しい町村で全体の事業計画を立ててもらって、事業を進めてもらうのが望ましいのではないかという判断に至りまして、本事業から削除することを決定いたしました。

その後、本事業の変更の計画をしまして、平成 14 年 4 月には東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたこともありまして、集落内の防災対策面も考慮に入れた中で、漁業集落環境整備事業の計画の見直しを行いました。事業の再開を行うよう、今現在変更の手続きを進めておるところでございます。そういうことで、延期の理由としましてはそういうことでございます。

続きまして、A3の用紙でございますが。漁業集落環境整備事業休止期間の財政状況というのを付けさせてもらっております。これにつきましてご説明させていただきますと、これにつきましては漁業集落環境整備事業の基本計画策定時から本町の人口動態と財政状況の推移、及び歳入経常一般財源のうちの経常的経費に必要な一般財源を除いた経常的支出残に対しまして、当初、漁業集落環境整備事業実施計画のうち一般財源がどれくらいのウエイトを占めるかということに基づきまして、作成をさせていただきました。

人口につきましては、雇用不足による若年層の都市部への流出や、少子高齢化などによりまして錦地区のみならず、紀勢町全体でも平均2%程度の減少をしております。これに伴いまして、平成13年度国勢調査人口も平成7年度当時と比べまして4811人から4488人と、6.7%も減少をしておるということでございます。そのような影響も受けまして、普

通地方交付税につきましては、対前年比5.4%減少しておるという状況でございます。

本町の財政状況におきましては、当初予算規模で概ね 30 億円前後の予算規模でございます。標準財政規模につきましても例年 18 億円前後となっておりまして、これに対しまして歳入経常一般財源も 18 億円前後が経常された中で推移しております。こういう財政状況の中で、平成 10 年度におきましては庁舎建設を最優先施策として位置付け、各種事業の見直しを行った中で、経常支出残が 2 億 7 千万円前後で例年推移しているという状況を踏まえまして、漁業集落環境整備事業のうちの一般財源所要額が 1 億 5 千万程度いるという大きなウエイトを占めるものでありますから、継続中である大型建設事業の柏崎簡易水道事業が完成する見込みである平成 12 年度を目処に休止を決定させていただきました。

その後、前段とのご説明と同じでございますが、市町村合併の検討が始まりまして、市町村合併の進捗状況を視野に入れた中で、合併問題が具体化してくる中におきまして、合併後の財政に大きく影響すると思われる集落排水整備については、合併後の新市町村で全体の事業計画をしていただいて、事業を実施していただくのが望ましいのではないかということから、本事業から削除をさせていただいて、事業計画を変更し、再開するよう検討しているというふうな状況でございます。以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。ただ今、紀勢町のほうから審査延期の理由についてご 説明頂戴いたしましたが、委員の方々ご質問、ご意見あれば頂戴いたします。よろしくど うぞ。どなたからでも。どうぞ。

(委員)

延期せざるを得ないという事情はわかったんですが、質問が1つあります。本事業の延期と間接的な問題かもしれませんが、庁舎の建築計画、規模と位置をどのように決められたのか教えて下さい。と言いますのは、本事業の延期の理由が、あるいは事業着手、再着手の理由として合併問題を理由にされている。そういうことだと、庁舎建築についても本当は合併して、庁舎の適正配置というのが検討されないといけないと思うんですが。したがいまして、合併後を睨んでどのような考え方で規模と配置を決め、それを睨んで位置と規模を決められたのかというのを教えて下さい。

具体的には現庁舎の屋根が抜け落ちて現在の業務に支障をきたしているので、なんとかしないといけないということはわかるんですが、本事業が合併によって適正な対応されないといけないという主旨の説明がありましたので、庁舎も同じじゃないかなという気がいたしまして質問いたします。

(紀勢町水産課長)

これ事業を休止すると決めましたのが平成 10 年度でございまして、まだこの時には合併という問題も出ておらなかったわけでございますが、庁舎につきましては 11 年度ですか、それから事業計画等に入っておりますので、まだ具体的に合併という問題が具体化しておらない段階での計画でございまして、そういうことなんですが。

(委員)

今おっしゃったのは漁業、漁村の環境整備の話ですよね。それが平成 10 年くらいに考えられた事業というふうに説明されたんでしょうか。ちょっと理解しにくかったんですが。合併問題を理由に少し先延ばしするという主旨ならば、庁舎建築でも同様ではないかなと。例えば 10 億かけて新築するということと、あるいは今の建物の屋根だけ葺き直すというのでいくらかかるのかわかりませんけど。そういうものの比較、検討がどういうふうにされたのかなあというのが、ちょっと関心でありまして。合併問題をいろんなことの理由にされるんだったら、庁舎建築についても合併後いろんな問題が解決ついてから庁舎建築を考えるということだってあり得るんではないかなと。庁舎の建替えのためにお金がいるから本事業を後回しにするという理由が、少しわかりにくいなというふうに思うんですが。

(紀勢町水産課長)

この庁舎建設を決めたというのが平成 10 年度でございまして、庁舎はすでに 11 年度からかかり始めまして 12 年度には用地の工事が始まっておりました。合併の話が出てくる前に、すでに着工になっておりますんですが。

(委員)

時間経緯はわかったんですが、問題の主旨は合併問題がいろんなことの見通しがしにくいから、特に財政面で見通しが非常にしにくいというか厳しいので、漁村の集落環境整備はいわば後回しにするという説明だと思うんですね。そういう主旨ならば、建築工事に入ってない段階だったら庁舎建築だって同様に、しばらく様子を見るという解答だってあるんではないかなという気がするんですけども。

(紀勢町水産課長)

10 年度に庁舎建設をしなければならないということを決めさせてもらったわけですが、11 年度から 12 年度にかけてこの一番下に庁舎建設事業費というのがあるんですが、A 3 の用紙の一番下でございます。11 年度には少しとっかかりまして、12 年度には用地等の工事が始まっておるということでございまして。11 年、12 年度にはその工事が始まっておるわけでございまして、合併の話が出てきまして具体化してくる 13 年度には、もうすでに建物の工事にかかっておるという状況でございます。

(委員)

もう建築工事、始まっている?。

(紀勢町水産課)

12 年度にはすでに建てる用地の工事が始まっておりますもので、合併を検討して延期、新しい市町村で計画してもらうと決めさせてもらった 13 年度には、すでにもう用地の工事が始まっておりまして、建物の建設にかかっておるという状況でございました。

(委員)

はい。庁舎建築については、一応理解しました。次の質問ですが。集落環境整備についても多分、この事業の申請をされる時には非常に緊急性重要性が高いという主旨で、申請されたと思うんですね。そういういきさつ、かつ、この地域はこの説明書の一番下に書いてありますが、東南海地震においては非常に危険性の高い所だという説明があるように伺います。そうすると合併後、ここをどう扱うかというのは、検討されるというさっき説明だったように記憶するんですが。そうすると、この重要性、緊急性という問題をどのように対応するか。もっと具体的にいうと、先延ばしする間の代替措置のようなものがあるんでしょうか。

(紀勢町水産課長)

この漁業集落環境整備事業の中で、下水排水については新しい市町村で計画して実行してもらうのがいいのではないかという考えでございまして。他の漁業集落道であるとか防災安全施設につきましては、計画を変更させていただいて、事業を進めさせていただきたいというふうに考えております。

(委員)

よく理解できてきました。この集落環境整備の中にいくつかのメニューがあって、集落 排水は今ご説明のように少し状況を見て再検討すると。それから緊急性の高い集落道とか 防災安全施設、これ堤防なんでしょうか。

(紀勢町水産課長)

防火水槽であるとか避難所を考えております。

(委員)

これは進める。そうすると先ほどの見開きの資料を見ますと、今の下水道とそれ以外と いうのは、どの欄に該当するのでしょうか。

(紀勢町水産課長)

下から3つ目4つ目の当初漁業集落実地計画、この中の総事業費の中に入ってございます。漁業集落道、漁業集落排水施設、防災安全施設が、全体としてこの中の金額の中に組み込まれております。

(委員)

そうしますと、今年は平成 14 年度だから、今年 6 億 1000 万で、15 年度以降も今年度以上のお金で考えておられるというのは、その防災施設と集落道のために 6 億、 8 億っていうお金がかかるというふうに読み取るんでしょうか。

(紀勢町水産課長)

この表につきましては、漁業集落環境整備事業全体の金額でございまして、集落排水も 全部入った中での金額でございますので、今後計画を変更させていただきまして、16 年度 くらいからの事業再開となると思うんですが、その時には金額がぐっと減ってくるという ふうに考えております。

(委員)

はい、よくわかりました。以上です。

(委員長)

他の委員の方、ご質問、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

先ほど、市町村合併があってから 16 年以降に多少変更して、立ち上げをしていきたいということをお答えされていましたけれども。先ほどもおっしゃってみえましたけども、重要度があって緊急度がある事業について、どういうふうな規模で再開をしていこうというふうな腹積もりというか、青写真のようなものをどれくらい描いておみえなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

(紀勢町水産課長)

これはですね、合併というのはこれからの話でございまして。例えば2つの町村で合併するのか、5つの町村で合併するのかというのが、まだはっきりしないような状況でございます。どういう規模でというのは、ちょっと考えてないんですが、合併した段階で検討。すいませんでした。ちょっと勘違いをしておったようでございます。16年度から漁業集落道が、今の変更しようと思っている内容としましては、漁業集落道が1本考えてございます。それから防災安全施設ということで、防火水槽。漁業集落でございますので、山にへばりついたという家が建っておるというようなこともございます。その山のほうに車の通れるような道を1本造りましたので、その高い所に1つ防火水槽を作りたいなと考えております。それから地域の真ん中あたりにも1つ防火水槽を作りたいと。それから避難所としまして2箇所を、高台に避難できる広場的なものを作りたいというふうに考えております。これにつきまして今、県のほうと調整をさせていただきまして、水産庁のほうへ変更の申請をしたいなというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ご意見頂戴いたしますが。どうぞ。

(委員)

いろいる平成9年からいくつかの段階があって計画が変更になったりとか、あるいは一部削除したりとかという形になって、16年を目標として実行されていくという予定だと理解をするんですが。9年から16年までの概ね6年間、丸っと5年間ですか、という形で

この計画が、ある意味では人口の変化もありますし、市町村の合併という大きな変化もございます。そういう中で同じ性格の事業を休止しておくことの意味というのは、どのように捉えていらっしゃるんでしょうか。

例えば、どこかで一度事業というのをもう一度改めて考え直すという考え方というのは、本来あってはいいのではないかと、私は当初からそのように思ってるんですよね。この時代、これだけの事業が動いているならばともかくとして、最初の段階で立てた計画というのは、随分 16 年の段階で作られる計画っていうのは変わってくると思うんですよね。予算規模も変わるでしょうし、当然、市町村の合併という大きな変化があり、そういう中で、この事業自体休止にしてあったという意味というのは、なぜ止めてもう1回立て直すというふうなことを考えられないのかというのが、私はよくわからないんですけども。根本的に変わってしまっているような気がするんですよね。今のお話だと同じなのは道路が1本と防火水槽は最初からあったかどうかちょっとわからないですけども。どうなんでしょう。

(紀勢町水産課長)

当初、平成 10 年度に休止した段階では、今までずっと続けておりました簡易水道事業大きな負担があったわけですが、それが 12 年度には終わるであろうということで、13 年度には再開できるのではないかというふうに思っておったわけですが、12 年度から 13 年度にかけて合併という大きな問題が出てきたということで、再開することができなかったというふうな状況でございまして。

(委員)

理由としてはわかったようなわからないような、休止する理由としては納得なんですけども。この段階で一度白紙に戻すというのは、本来ではないのかなあと思って。その段階からしばらく再開が難しいという状態が読めるわけですよね。庁舎の再建が必要だし、それによって簡易水道事業が先に延びる、そういうことが全て含まれてくると、随分先になるなと。市町村合併の話が出たと。多分、平成12年から13年の時点というのは、本来そこのそういう検討がなされて然るべき、紀勢町としてはそういう検討、事業をもう1回見直すということがあって然るべきではないかと思うんですよ。合併の議論というのはそういう、今やっている事業ならともかくとして、手を付けてないわけですから。そのへんはどうなんですかね。

(紀勢町水産課長)

先ほども言わさせてもらったんですが、簡易水道事業が終わった段階で事業の再開ができるのではないかということでおったわけでございます。13 年度には合併という問題が出てきたということで、この集落排水については削除させてもらって、新しく事業をやりたいということで、この 14 年度の間検討させてもらってきたというふうな状況でございます。

(委員長)

いかがですか。

(委員)

休止の理由はわかったんですけど。そうなると、本年度にやっぱり計画が、14年度にかけて計画が出てきて然るべきだと思うんですね、この段階で。こういう方向で行くという。つまりずっとわからないまま引っ張ってきているというのは、何となく県民に対しておかしいんではないかと。紀勢町がこういう予算をずっとキープし続けていること自体は、どうも全体に対して説明がしづらいというふうに、私は思うんですが。個々の理由はそれなりにわかるんですが、やっぱり問題はこの時間という尺度をどう判断するかというのが、少しルーズではないのかなというふうに、私は今ちょっと感じているんですけども。

(事業評価・システム開発TM)

ちょっと事務局からよろしいですか。事務局いろいろ聞いておりますのに、5年を経って再評価にかけるという形で、一応ルール的なものがございます。そういった中で、実際は何年間か休止をしておるような状況で、しかし、いわゆる補助採択になっておる部分の事業は継続しているという、こういう状態であったと。それで、本来なら今回、速水先生がおっしゃるように新しい事業計画の見直しを立てて、ここで再評価の委員会へ諮らせていただく予定で、今まで準備をしてくださいということで事務局もお願いをしておったんですが。本年度については、ちょっと計画の見直しまで間に合わないということで、15年度の早い時期に見直したものを、再度再評価にかけさせていただきたいということで、若干延期をお願いしたいと、こういう主旨でございますので。

当然 15 年度には速水先生が今おしゃってみえたような、どういう形で見直されるのか、それは事務局のほうはわかりませんけども、一応、事業計画の見直しなりそういうものをされて、こういう形で今後集落排水なりを進めていくという計画が、また説明される予定でございます。それでその中のご審議の中で、審査していただく中で、それが適切であるのかどうかというふうな、またご判断をいただくということでございますので。今この場でじゃあどうって言われたときに、たまたま準備ができてないということで申しわけございませんのですが、ご理解賜りますようお願いいたします。

(委員)

この集落環境整備は、集落道と漁集と防災施設の三本柱がある。下水道整備はすごくお金もかかるので、これは後回し。先ほど説明がいろいろあって、1つはこの事業から外すという説明と、先延ばしするという説明と2つあって、どっちなのかなというのがわからない。それから集落道と防災施設についてはもうすでに事業、工事を継続しているというふうに聞いたんですが、その2点を確認します。

(紀勢町水産課長)

漁業集落排水施設につきましては、今回漁業の変更見直しで、漁業集落環境整備事業の中から削除をさせていただきたいと。新たに新しい市町村全体の中で、事業計画をさせていただきたいということでございます。漁業集落道と防災安全施設につきましては、今後、全体をもう一度見直しまして、16年度から再開をしたいというふうに考えております。

(委員)

そうすると、事業にはまだ入ってないわけですね。採択はされたけども、そのまんまの 状態で来ている。

(紀勢町水産課長)

はい、まだかかっておりません。

(委員)

わかりました。

(委員長)

単純な確認なんですけれども。合併話と着工とはどっちが先になる見込みかということと、それからもう1点は、合併した後もどうですか、このまま引き継いでいける制度なのかどうか。つまり新しい行政体になってもこの補助採択というのは生きているものかどうか。2点なんですが。

(紀勢町水産課長)

合併の期限が 17 年 3 月いっぱいです。ということで、変更見直しをしまして事業再開をしたい年度というのは、16 年度にはしたいなというふうに考えております。16 年度に事業ができれば、事業のほうが先になるというふうに思っております。後のほうの件でございますが、これは引き継いで。

(水産基盤整備 T M)

すいません、私、県のほうでこの事業を担当させていただいております水産基盤整備チームの南出と申します。事業自体は地区採択になっておりまして、現在は漁業集落環境整備事業錦地区ということで、集落排水も集落道も、それからそういう防災もセットになった事業として採択になっておるわけです。

その中で特に下水道の事業に、町から聞かせていただいておりますのは、下水道の事業は、周辺の町村と合併した場合に、特に紀勢町周辺については、集落排水は遅れとるわけですけども。その中で合併前に錦地区が「もう集落排水はやりますよ」という決定を先してしまうということが、町としては非常に難しいのではないかと。合併した時に、何町村か合併して錦地区の事業が、もう集落排水が先に決まっとるというよりは、合併した後でどの地区から進めていくかとか、どういう集落排水を進めていくかいう計画を、合併後に立てたいというのが主旨で、この事業から集落排水事業だけはもう13年末に、「合併後にしょうよ」ということで決定をされたということです。

ただ、集落環境の部分で集落道とか防災安全施設については、個々のエリアの狭い事業で個々の緊急の部分については、そのまま継続してこの地区としてやっていきたいと。で、 集落排水については合併後に新たにまた、別の地区になるのか、他の地区が先になるのか、 仕切り直しをして新たに始めたいというご主旨だと思うんです。そういうふうに私ども聞 かせていただきまして、水産庁とも協議した中で、だったらそのもう集落環境とか防災の部分だけ、この事業を継続して進めていきたいということで、それを整理いたしまして来年度早々のこの再評価の場で、事業計画をこのように変更したということでご審議を賜りたいと考えております。

(委員長)

そうすると、来年度は集落排水は出てこないで、むしろそれを落とさせていただきたい ということですね。はいはい、はいわかりました。混乱したとこはそこじゃないかと思う んです。

(委員)

ちょっと1つ素朴な質問なんですけれども、この事業は大前提が合併という、1つの合併という大きな問題が1つありますよね。変な話なんですけれども、紀勢町はもし合併しないとか、合併を例えばいろんな理由があって出来なかったとしたときには、この事業は例えば先ほどの答えで、合併がものすごく大きな前提になっているという説明がありながらも、平成16年度くらいを目処にして、排水にかかる部分は合併後の問題になるのかもしれないけれども、その他の問題に関しては意見を調整し、見直しをし、もう一度事業を図りたいということもあったと思うんですが。

ということはどういうことかと言うと、市町村合併というようなものと依存しているような部分と、しないような部分を分けて考えていいことなのか。その平成 17 年を 1 つの目処にしているのは、紀勢町どこから呼びかけが来るかわからないけれども、するんだということが前提で考えるという枠があってからの話なのか、ちょっとその辺がわからないんですね。市町村合併をどのくらいの前提として考えるのか、もう一度説明お願いできますか。

(事業評価・システム開発 TM)

大きな話でございますが、一般論的な話で、今市町村合併非常にいろいろ議論を呼んでおりまして、どことどことが合併していくいろんな話が出てございます。それで今、任意の合併協議会、新聞なんかでよく言われている任意の合併協議会でいろいろ話をされておるんですが、それが今度は法で定められた法定の合併協議会へ発展していきます。そこの中で、じゃあその地区、合併した地区をどういうふうな施設計画をしていくかということで、建設計画というものを作ります。

その建設計画の中で、いわゆる合併特例債とよく言われてるんですが、そういう国からの支援策もあって、そこに盛り込まれたいわゆる事業で採択されたものは、そういう合併特例債を使ってやっていけますので、今よりも有利な例えば財政措置の中で事業が展開できるというようなこともございますので。多分そういうものも視野に入れた中で、今、非常に財政苦しい中で、合併する前に全部仕上げとこうということよりも、合併してもうー回考え直してくださいよというほうへ傾きつつあるというふうに、ご理解いただいたほうがわかりやすいのかなと思うんですけども。

(委員)

是非していただきたいと思うのは、これは3本柱の事業の中で何がどういうふうな形で考えられるのかということを、わかりやすく整理をして説明していただけませんでしょうか。

(水産基盤整備 T M)

(マイクオフ)・・・その集排事業自体は、合併が出来てから、それから事業計画を立てるんで、もっと後になりますやろ。ということになると思うんですわ。

(委員)

そういった場合には、これは再評価の対象として出てくるということになりますか。

(水産基盤整備 T M)

再評価については来年度ですね。だから集落排水を削除した残りの環境整備なりですね、 防災事業で、この錦地区として集排以外の残った事業についてこういう変更にして継続さ せていただきたいというか、再開させていただきたいというご審議を賜ることになると思 いますが。

(委員)

来年。

(水産基盤整備 T M)

ええ、来年。来年なるべく早い時期に出させていただきたいと考えております。15 年度の早々に出させていただくということです。15年度の再評価でご審議いただくと。

(委員)

今、平成 14 年度ですよね。来年平成 15、16 ということは、再評価として出てくるというのは平成 16 年度を目処にして 2 つの環境整備と防災に関するものは再評価に諮りたいと。で、もう 1 つの柱であった排水に関する部分は、合併とかそういうことが完了する 17 年以降にしたいという形で見直されたものが、平成 16 年度までにはもう一度再評価の対象になるんだよという理解だったと思うんですが。

(紀勢町水産課長)

来年度 15 年度に変更しました漁業集落道と防災安全施設につきまして、再評価の審査をお願いしたいということでございまして。16 年度についてはその再評価でOKをいただきましたら、事業を始めさせていただきたいということでございます。集落排水につきましては、今回でこの事業変更の中でこの事業の中から削除させていただきますので、新たな町村でもって再度事業計画を立てて、いつから始まるかはわかりませんけども、その時点で事業採択の申請をさせていただくというふうなことになると思うんです。

(委員)

新規事業として出てくる部分と再評価の対象になる部分を、分けて考えるということでよるしいですね。

(紀勢町水産課長)

はい、そうです。

(委員長)

私の2つ目の質問も今で理解できました、今の話で。そうすると「削除」という言葉を使われますけども、これは採択側に対して辞退を申し出ると理解してよろしいですか。そうですね、削除じゃなくて、集落排水事業を辞退する。

(水産基盤整備 T M)

計画変更の中で事業の出し入れというとあれですが、一部分は止めて残りの部分を見直すという。

(委員長)

十分それはわかります。はい。次は2本でいきたいという。ですから集排を抜いたっていうことは、また新規で出してくるっていうことは、辞退するっていうことじゃないですか。採択側に対して新規で出すんですから。その今の環境整備事業については継続ですけれども。そこから集排を抜いた。それで今度新しく集排として立ち上げられる。

(水産基盤整備 T M)

ええ、それはまた、それは2年後か3年後かちょっとわかりませんけども。

(委員長)

ですから、集排については採択側に辞退するということですね、一項目、削除じゃなくて。行政側から言うと削除かもしれませんけれども、私共の立場から見るとそれはその辞退を申し上げるという、補助金が付く話ですから。いわゆる行政用語としては削除かもしれませんけども、我々としては。

(事業評価・システム開発 T M)

本来ですとね、今の時期に今まで当初あった計画で、集落排水も入ってますよ、他のものも入ってますよという大きな計画ですね。それを計画変更してこの部分は後送りにしますとかいう計画変更でもって、今回かけさせていただく予定だったんですが、そこのまだ、何を落としてどう固めるかというのが固まってない状況ですもので、お出しすることが出来なかったと。それが3ヵ月なり4ヵ月後に今作業をやってますので、出させていただきますということでございますのでですね。

今、集落排水の部分が問題になっているんですが、これが計画変更でなくなって、次また、集落排水っていうんですか、どの事業で採択受けるのかとか、まだ全然予定が立って

ないと。それも例えば市町村が合併して、もう少し大きな公共下水道みたいなもので仮に やっていけるとすれば、例えば国土交通省の今度事業に採択される可能性もありますので。 とりあえず今の計画からは変更で落としますけども、将来的にはやっていきたいという町 の希望は十分あるんですが、今、そいつの事業手法も何で採択いただけるのかも立ってな いと。そういう状況ですもので、どの事業で新規っていうことはまだ、今の段階ではちょ っと言えないような状況なんです。

(委員長)

はい。これについては単品に考えるんではなくて、3本でセットで考えて。ですので、 やっぱり削除だという理解でようございますね。はい、ありがとうございました。どうぞ。

(委員)

結局ここで今お話をお聞きするのは、今のご説明のことをここでお話をしてほしいってことですね。要するに内容がどうのこうのという話じゃなくて、この場で 14 年度のこの会議で本来だったらその話をしなきゃいけなかったんだけれども、いろいろな具体的な詰めがまだ間に合わないんで、15 年度に送ってくださいということの了承を得たいということですよね、今日のこの主旨は。

(事業評価・システム開発 T M) はい、そうでございます。

(委員)

それはよくわかったんですけども。そうすると、内部的にいろんな計画を立ててみえるのに、おそらく先ほどおっしゃった3ヵ月か4ヵ月先にというようなお話で、その計画自体としては3ヵ月か4ヵ月でいろんなことを、もう少し今のこの時点よりもまとめられるんだと思うんですが。それが14年度の12月にこの場で了承を得てOKが出るということと、それから3ヵ月か4ヵ月延ばしてしまって、15年度の当初の会議の時に同じ懸案事項が出てきて、例えば了承されたとしてもその了承を得たということでは、年度が違うということで、これまさにお役所の仕事だと思うんですけれども。先ほどおっしゃったように、15年度で了承を得た場合には16年度から仕事が始まりますというような、例え3ヵ月先延ばしになるところが、とてつもなくその年度をまたいで先に延びるっていうような仕事の延び方になっていくような印象を受けるんですね、ご説明をお聞きしていると。

3ヵ月延びたことが、3ヵ月の仕事の遅延で済むんであれば、きちんとした計画を出していただきたいのは当然なんですけども、3ヵ月の遅延、仕事の遅延が年度という遅延になってくるということは、やっぱりすごく大きなことじゃないかと思うんです。特にこの今、削除だか辞退だかと言っていた集落排水なんていう話は、おそらく平成 10 年度くらいから錦の方というのは「今度出来る、今度出来る」と、ずっと多分聞かされ続けている。待ってみえますよね。おそらくそういう形で今度何年先にはこの辺ができますよという形で、いろいろなことを手待ちしてみえる方もおそらくみえると思う。そういうことを全部、もの凄い大きな影響を受ける事業であるにもかかわらず、おそらくこんなところでそんな

話が出てて年度をまたいで遅延になりましたっていうような決定がなされたっていうことは、ほとんど一般の方ってご存知ないですよね。

そういう形でどんどんどん年度単位で物事が遅延していくっていうのは、やっぱりかなり恐ろしいことだと、ちょっと認識していただきたいなというふうに思います。今のお話だと集落排水なんかとんでもなく、おそらく 17 年、18 年どんどん延びていきますよね。具体的に錦の方が、もし具体的に計画が実行されたとしても、その恩恵を受けるのは本当に 10 年近く先になってしまうような話、最初に聞いた時からみるとね、思うんですよ。ですから、やっぱりそういう形で2ヵ月3ヵ月、年度をまたいでしまったことが、年度という形で次に先送りされることの意味っていうのを、やっぱりもうちょっと真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

(事業評価・システム開発 T M)

おっしゃること、よくわかるわけです。集落排水の必要性云々はまた町で、地域の方々のご要望と踏まえた中で、それはまた別途町のほうで考えていただきたいと思うんです。 それで、再評価の今回のこういう異例の話になるわけですが、実は事業としてはずっと継続して、お金はついてなかったけども、実質的には止まっているような状況ですけども、事業という形の中では継続をしておる。

ですから、採択時から5年経ちますと一応再評価でいろいろチェックを入れていただきますと、こういう1つのルールになっておりまして、5年ごとというふうな格好で再評価委員会に諮らせていただいている。これが1つのルールでございます。今回そのルールに基づきますと、14年度に当然かかってこなければならないということですが、かける材料がまだ準備できていませんということで、これ国のほうへも紀勢町さんのほうも行っていただきまして、国の了解も取ってきましたわけです。そういった中で、じゃあ今年度間に合わないということであれば、次年度の早い時期に再評価で評価をいただいた意見を持って、再度、国のほうに協議しなさいと、こういうふうな形になっておりまして。ちょっと異例ではございますんですが、準備が整ってないということでご理解いただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。言われてみるとその「辞退」という表現は、未来永劫しないという印象を与えてしまうおそれがありますね。はい、了解。むしろ何で作業が遅れたかということを、ご説明いただいたほうがすっきりしたんじゃなかったかな。そう思います。いかがでしょう。紀勢町錦の漁業集落環境整備事業につきましては、来年度に審査いたしますが、異議ございませんでしょうか。ようございますでしょうか。はい、それじゃあ紀勢町につきまして来年度の審査、延期ということ認めたいと思います。

(3)再評価対象事業の審査

(委員長)

それでは再評価対象事業の審査に入ります。本日は先ほど事務局からご説明ありました

ように前回審査未了として再審査となりました、25番のご説明を頂戴いたします。委員各位、いつものことですけれども、審査予定時刻は4時頃を予定しておりますので、ご協力お願いいたします。それから説明者の方につきまして、毎度ですけれども限られた時間でございますので、簡潔要領よくご説明お願いいたしたいと思います。それでは25番の工業用水道事業でございますが、事務局から説明よろしくお願いいたします。

(企業庁事業推進分野総括M)

失礼いたします。企業庁の事業推進分野を担当しています総括マネージャーの小林でございます。よろしくお願いします。(テープ交換)11 月に再評価の審査をお願いいたしましたが、私共公営企業水道工業用水道事業をやっておりますが、その辺の特殊性というふうなこともございまして、いくつかのご質問をいただいておりますので、そのご質問に絞りまして簡潔に平岡マネージャー、工業用水道マネージャーのほうからご説明を申し上げます。

私共、本日この各担当でございますが、機電設備でありますとか、あるいは土木施設、 事務等の担当が参っておりますので、ご質問に対しましては平岡マネージャー以外のほう もお答えをいたしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

(工業用水道TM)

説明をさせていただきます。工業用水道マネージャーの平岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。質問として全部で7点ございますので、お手元の資料に基づきまして、質問の順にご説明申し上げます。まず、第1ページ目をご覧いただきたいと思います。この件につきましては、工業用水道の事業経営状態についてということで質問をいただいておりますので、2ページ目、3ページ目と合わせてご説明を申し上げます。

1ページ目につきましてはA4を横に見ていただきたいんですけども、前回も料金との建設費等の関係ございましたので図化してみました。左上側が建設費、右下側が料金として費用を回収する分で表示をしてございます。建設費の内訳はこの改築事業の場合は22.5%が国庫補助金として充当され、残りの77.5%が料金として回収できる費用でございまして、これには企業債等を当てて、私共のほうで資金手当てをいたします。そして、この資金手当てをしました部分につきましては、国庫補助金を除いていますので、これをみなし償却、または圧縮記帳と呼んでおりますが、減価償却費と支払い利息、これに右側にございます施設の維持管理経費、人件費、動力費、薬品費、修繕費等々を計上いたしまして、料金としてユーザーからいただくこととなっております。

それで、次のページを見ていただきますと、現行の料金を設定しましたときの北伊勢工業用水道事業の料金の収入と費用の内訳がございます。そして料金(A)と書いてございますのが、その設定時の考え方でございます。右側決算(B)というのが、平成 13 年の決算額でございまして、すでに議会の承認を得たものでございます。設定時に比べますと、料金収入につきましては 2 億 4200 万ほどの増額になってございます。これは契約水量が増えておりますので増額になりました部分と、その他土地等の使用料金等の増額がございます。

費用のほうにつきましては、2億 6600 万ほど減になっております。これは営業努力の他に減価償却費等の減額、それから人件費、修繕費等の減額となった要因でございまして、差し引き決算でみてみますと9億 6300 万円の利益が出たということになります。この9億 6000 万円につきましては、従来から減債積立金として処分をすることとしておりまして、翌年度の企業債償還資金として支出をいたしております。先ほどの1ページの図にもございましたように、元金の部分は次の資金ベースのほうで償還をいたしますので、こちらへ充当するということでございます。

3ページご覧いただきますと、資金ベースの決算と料金設定時の比較がございまして、収入に比べまして大きく減額をいたしておりますけれども、収入の計が 11 億 2200 万円、支出の計が 45 億 8200 万円となってございます。この差し引き不足額 34 億 6000 万円がございますが、これにつきましては、前のページで説明をいたしました減債積立金、それから損益勘定として持っております内部留保資金等で補填をいたしております。償還金の内訳としましては、企業債の元金とそれから水源等について手当てをいたしております水資源開発公団の割賦負担金の元金がございますので、この 2 つでございます。いずれにしましてもこのような形で利益はユーザーに還元をするような会計処理になってございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。 4ページは 13 年度の決算の費用の構成比を示しておりまして、左側が北伊勢工業用水道事業、北伊勢工業用水道事業が県内 4 事業の大半を占めますので、右側の県 4 事業全体を見てみましても、その構成費には大きな違いがございません。いわゆる資本費に占める支払利息、減価償却費等が約半分、または半分強を占めております。このように非常に施設に占める割合が大きな事業と工業用水道の場合はなってございます。ちなみに水道の場合で見てみますと、支払い利息、減価償却費が約 40%でございまして、10%ほど低うございます。これがガス事業になりますとさらに10%ほど低くなりまして 30%、それから交通のバスなんかで見てみますと、これもやはり公営企業ですけれども、民営を除きまして公営企業の場合ですと、8%というような 10% 切るような状況になってございます。

続きまして2つ目の質問であります5ページですけれども、事業コストの縮減努力をどのようにしてまいりましたかということを表したものがこれでございます。平成12年度には旧来から使っておりました古い鈴鹿川、三滝川、員弁川等の水源の水利使用を廃止をいたしまして9万5000tの水利権を返上いたしております。それから昭和36年には北伊勢工業用水道事業を開始しまして、昭和49年には野代導水所、長良川の北伊勢2期系統でございますがこういうものを、それから50年には3期員弁川系統の安永川越取水所、それから昭和57年には千本松原、これは長良川の系統ですけれども、こういうものを無人化をいたしまして、事業の効率化等に務めてまいりました。

平成7年には沢地、伊坂、多度というような3つの浄水場の運転監視を山村浄水場に併設しました配水管理センターから一元管理をし、無人化といたしております。この他にも効率的な事業経営とするために、来年度からは配水管理センターでの運転監視業務を外部委託をしてコスト縮減を図ります他、16年度には水道事業とも共同でさらなるコスト縮減のために、6つの浄水場を四日市の北勢水道事務所から一元管理をすることによって、さらにコスト縮減を図ります。このようなことで通常の維持管理経費の削減はもとより、無人化等のコスト縮減の努力をしてまいっております。

続きまして6ページですけれども、ここでは北伊勢工水道の中長期的な事業の見通しについて検討をしてまいりました。まず、一番上のグラフ が北伊勢工業用水道の平均給水量で過去20年を持ちまして向こう20年間をトレンドしたものでございまして、若干増加傾向のようになってございまして、33年では508200 t、平成14年462386から若干増えるような傾向にございます。

それで他の資料に基づく傾向も見ようということで、2つ目は北勢地域の淡水使用量と 製造品出荷額の状況を見たのが真ん中のグラフでございまして、赤い点で伸びておるのが 出荷額、黄色い棒グラフが淡水使用水量でございまして、上の工水道よりも若干強めの上 り傾向を、上昇傾向を示しております。それでは全国値はどうかということで、全国の工 業用水の淡水補給水量の傾向を見ますと、平成32年には1億1300万tということで、平 成13年に比べまして減少傾向を示してございます。

このような状況に全国値は下がり傾向、三重県値は上昇傾向ということにあるわけですけれども、その中での1つの要因を占めます回収率の状況を三重県の北勢地域と全国で比べたのが、次の7ページでございます。北伊勢の場合は石油化学等が主力ということもございまして、早くから回収率の向上が進みまして、全国値に比べて約10%強プラスの88.2%というような状況に平成12年値でなってございまして、回収率は頭打ちかなというような状況でございます。

そのような状況をもう少し長いスパンで水量、回収水量と補給水量合わせて表示したのが、次の8ページのグラフでございます。そこで9ページでは先ほどの部分を2つ合わせましてトレンドしました。上の横に見ていただきますと、右に上昇傾向で、ブルーで示してございますのが、北伊勢工水の過去20年間の平均給水量の推移をもとに、一次回帰式で状況を見たものがこのブルーの線でございます。一方、赤い方の線は全国の工業用水の過去20年間の淡水補給水量の推移傾向をもとに、いずれも平成13年を基準値として考えましたもので、北勢版ですと79200 t ほど増、全国値を使いましたものですと28200 t ほど下がってございますが、いずれにしましてもこの増減の範囲内に触れましたとしても入るんではないかということで考えておりまして、まず横ばい傾向と考えて大きな違いはないのかなというふうに思っております。

次に 10 ページでございますが、こちらは北伊勢工業用水道改築事業の改築規模ということで、現状の規模で改築をいたしておりますので、その説明をするための資料でございます。現在の給水能力といたしましては、北伊勢二期、三期、四期合わせまして 83 万 t ございますけれども、実際の給水能力は三期の水源状況の不安定さを考慮しますと、6万ほど減じまして 77 万 t というのが安定して給水をできる実力でございます。しかし、83 万 t ベースで施設整備をしておりますが、77 万 t ベースの安定給水をするためには三期 6 万トンを減じた 12 万 t ではなくて、12 万 t の許可水量の権利もございますし、取水のできる日もございますので、この 18 万 t で取水をして伊坂、山村の調整池、合わせて 100 万 t ほどございますけれども、こちらで調整をし、実給水能力 77 万 t を維持をしておるというのが実態でございます。

一方、需要の方は安定して給水のできる 77 万 t を少し下回ります 76 万 2000 t 強でございます。実際の最大給水量は 50 万 6230 t が実績でございまして、平均給水量はなお低い 46 万 5259 t でございます。最大給水量はどうしても確保しなければならない、私共給

水をする側の水量でございますけれども、これと契約水量の間にはこのようなギャップも ございますが、ギャップには企業が余裕として見込んでいる分と、私共供給者側が施設の 補修時等の一時給水量が減じる分、並びに渇水時等の余裕が見込まれておるということで ございます。

次に 11 ページですけれども、11 ページの費用対効果分析の算定につきましては、次の質問の 6 のところに用水効果額についてのご質問がありまして、県内の事業所を調査してその数値をもとに費用便益比を算定すべきではないかというご指導をいただきましたので、そのような方向で県内の実績値をもって算定をいたしておりますので、飛びまして 22 ページのところで用水効果額をご説明を申し上げたいと思います。

北伊勢の業種別の工業用水効果額の計算につきましては、工業統計平成 12 年度版をもとに業種別に算定をいたしました。結果から申し上げますと、北伊勢の平均用水効果額はここにございますように 1060 円立米あたりということで、前回お示しをしましたときは全国値 1216 円を使ってございましたが、実績に基づいて 1060 円という値が出ましたので、これを 11 ページのほうの費用対効果分析に使ってございます。

それで 11 ページに戻っていただきますと色分けをして、図化をしてみたんですけども。 右側への水平軸のほうが時間、垂直方向に上側に効果、下側に費用ということで図化いた しまして、時間的には左から右へ流れるような形になってございます。まず、水平軸の下 側で建設事業費という部分がございまして、ここで初期の建設が行われ、事業効果が発現 を直ちにするような格好になっておりますが、効果発現と共に維持管理費が必要で、維持 管理費と合わせて給水をしていくという形を図化したものでございます。

そして事業効果が一部減じてきた時点で、右下赤の改築事業費 C 1を投入をいたしまして、このための従来の事業効果を維持すべく改築事業を行いますと、改築事業を行っております現状としましては、従来の事業効果の更新の他に経年劣化による施設損壊リスクの回避と、それから地震に対する施設損壊リスクの回避も合わせて考えておりますので、この新たな事業効果が従来の事業効果の外に B 1としてオレンジ色のところで出てまいりまして、従来の効果としては事業更新効果として B 2 がございます。それから前回は時間の下部分ですけれども、維持管理費全体を改築の寄与分として考えておりましたけれども、やはりここもよく考えてみますと全体を寄与分と考えるのはおかしいということで、改築寄与分は維持管理費の一部ということで、 C 2 ということで一部を計上しております。

このような形で便益は新たな事業効果と事業更新効果を合わせて考えるということにしまして、事業更新効果B2につきましては、2つの考え方で整理をしております。第1案としては、前回と同じ生産活動の継続便益を考えたものでございます。そして第2案は工業用水の調達コスト削減便益ということで、いわゆる身替わり建設費的なものを考えました。第2案につきましては、具体的なものとしましては海水の使用、それから地下水の使用、河川水の使用、類似の事業として水道水の使用と、4つがございますけれども、河川水は既に水利権が満杯で川に取る権利の水がございませんし、地下水は地下水規制区域になってございますので取水が不可能ですし、海水につきましては淡水化の費用が大きゅうございますのでこれを除きまして、可能性のまだあるものとして水道水を工業用水調達コスト削減便益として考えました。

このようにして費用便益B/Cを計算しましたものが、次の 12 ページでございます。

ここでは第1案のほうでは事業効果が570億強でございまして、改築事業費は後で出てまいりますけれども、ご説明申し上げます部分ですけれども129億でございまして、費用便益比として4.42でございます。2つ目のケースとしましては、分母の改築事業費Cは129億で同じですけれども、工業用水調達コスト削減便益として水道の場合を入れましたので、水道の便益135億8700万を入れまして、費用便益比として1.05でございます。

下に書きましたように北伊勢工水の規模からしますと、やはり上水道による代替案というのは現実的には不可能かもしれませんけども、比較の対象としては一番現実的なものとしてここに上げました。後、便益といたしましてはこの工業用水を給水することによって地下水の汲み上げを抑制しておりますので、この点の便益についても手段をということでいるいろやってみたんですけども、非常に膨大な額が出てしまって。例えば海岸線の堤防全線とかいうことになりまして、その他に排水機場とも加味しますと、もう計算すべきもないかなということで。こういうような大きな便益が地下水の汲み上げ防止としてあるわけですけれども、それは今回計上いたしておりません。

この後の便益の内訳等と7番目の質問、三重県にもたらすメリット等につきましては、 担当の高松のほうから説明をさせます。

(工業用水道T)

それでは、費用便益比の計算の詳細についてご説明申し上げます。11 ページの費用便益の体系図を見ていただきたいと思います。その中で便益といたしましては新たな事業効果 B 1 につきましては、前回同様の経年劣化による施設損壊リスク回避便益と、地震による施設損壊リスク回避便益を、前回同様計上いたしております。こちらの数値につきましては、用水効果額を三重県値に修正したということで、若干減額となっておるところでございます。

それから事業更新効果 B 2 につきましては、17 ページを見ていただきたいと思います。前回この便益につきまして防災事業のような便益になっていて、高くついているのではないかということでありましたので、1 案と 2 案を両方考えてきたわけですけども。前回同様の1 案につきましては、供用期間が延長されることに伴う利用者の生産活動継続便益ということで、年間便益額は用水効果額×日平均給水量×365 日×改築寄与率で求められます。改築寄与率というのは下にありますように、施設全体が生み出す便益に対する当該改築事業改築寄与の程度を表すための代理指標ということで、具体的には北伊勢工業用水道全体事業費のうち、今回の機械電気設備更新費用の割合で数値化されているもので 0.035ということで、こちらの計算は年間便益額としまして 58 億 3600 万円が発生することになります。下の計算表で 15 年間の効果期間を計上をいたしまして合わせまして、社会的割引率を考慮して 512 億 8100 万というふうな便益が発生することになります。

そして第2案のほうですけれども、こちらの考え方は上水道による身替わりということで工業用水道によって工業用水を調達する場合と、上水道によって工業用水を調達する場合のコストの差額を便益として計上をしております。年間調達コスト削減便益としましては(上水道料金×実給水量・工業用水道料金×契約水量)×改築寄与率ということで求まります。

上水道料金の 199 円につきましては、これは北伊勢工業用水道の給水区域におきます上

水道の平均単価を計上しております。年間の調達コストとしましては8億 9400 万円が発生することになりまして、下の表のとおり15 年間といたしまして78 億 5600 万円と第1 案に比べてかなり小さな金額になっておりますけども、これはあくまでも北伊勢の場合の給水規模から申し上げますと、とても水道に身代わりするということはできないので、実際には第1案で正しいのではないかなというふうに考えておるわけであります。これは便益の内容でこれは全て受水企業が受けるというものの便益です。

次に費用のほうへいきますけども、体系図の 11 ページに戻っていただきまして、費用のほうはこの赤の改築事業費 C 1 と、ピンクの部分の維持管理費のうち改築寄与分の C 2であります。内容につきましては、細かい計算が 21 ページに計算をしてあります。21 ページの費用の 2 - 1、2 - 2、2 - 3につきましては、この体系図の赤の部分の改築事業費にあたるものです。 2 - 4の維持管理費用ですけれども、これは内訳としましては、工業用水を給水するための労力費、薬品費、人件費です。この 15 年間ということで下の表にありますように、平成 20 年の値は平成 13 年度の実績 23 億 4000 万円を社会的割引率を考慮して、さらに改築寄与率 3.5%をかけまして計算をしておりまして、15 年間で 7 億 2100 万かかるということになります。以上が費用便益計算の詳細です。

それから最後になりますけれども、23ページに経済的効果分析ですけども。これは先ほどまで説明申し上げたのは、全て受水企業に対する便益でありますけれども、県民に対してどのような便益があるかということでしたので、こちらも計算をしてまいりました。実際には地盤沈下対策とか企業誘致とか計算で表せない県民に対する便益もあるんですけども、とにかく経済的にはどうかということで、県内の経済波及効果について計算をしてまいりました。

あくまでも考え方としましては、年間用水効果額を年間製品出荷額として捉まえまして、その出荷額に対してどれだけ生産誘発額が発生して、雇用効果が発生するかというような計算を、業種別に三重県の産業連関表を用いまして分析を行いました。結果としましては総合効果ですけども 2428 億 9600 万円ということで、これは平成 12 年の県内製造品等出荷額 8 兆 889 億円の約 3 %に値するということになりました。これはあくまでも 8 分の 1 が製品付加価値額の寄与率だということではじいておりますので、 3 %よりもう少し上ではないかなというふうにも考えられるところであります。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からのご説明に対して、ご意見、ご質問頂戴いたします。どなたからでもお願いいたします。特に質問、前回7つに整理していただいて、それぞれご質問された方、補足とか、今のご回答に対しての再度のご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。どうぞ。

(委員)

9ページの北伊勢工業用水道の給水量の予測なんですが、今のご説明でほぼ横ばい傾向として間違いないだろうとこういうことですが。実際問題、予測 と予測 のあまりにも 乖離が大き過ぎるように思うんですが。これによって当然コストにもかなり影響はしてく るだろうと思いますし、上限と下限とのまん中やと、こういうことだろうと思うのですが。

13 年度から見てどうでしょう、やはり全国傾向のように減少傾向のような気持ちがするんですが、ご当局としてどのように、ほぼ横ばいというのはわかるんですけども、どの程度で横ばいなのか、ちょっとお答えがいただければありがたいなと思うんですが。

(工業用水道TM)

今、ご指摘のところですけども、平成確かに6年度の低い山は、これは渇水に伴う異常な状況でございますけども、13年度下がってございます。これは具体的に申しますとエチレンプラントの閉鎖に伴う影響がこの13年度に出ておりまして、非常にこの点危惧しておりましたんですけれども、本年上半期の状況を見ておりますと、12年度ベースにすでに使用状況を実績値で復活をいたしておりまして、今後もそう大きな、このような傾向で減少傾向をたどるんではなくて、復帰しつつありますし、全国に比べますと北勢地域は上昇傾向にありますので、まず間違いがないかなというふうに思っておるところでございます。

(委員)

ああ、そうですか。ということになると平成8年、9年、10年、11年の山についての 横ばいというふうに想像してみえるわけですね。

(工業用水道TM)

この辺微妙なところございますけれども、大きな全体の流れとしては、横ばいに見ていいのではないかなというふうに思っております。

(委員長)

ご質問、どうぞ。

(委員)

前回お願いした質問に対して非常に丁寧な論理で説明していただいて非常によくわかりました。1つ質問です。11ページのピンクのところのC2に関してですが、15ページに維持管理費の中に、動力費、人件費云々と書いて丸めてあるから少しわかりにくいんですが、説明の中でほぼ機械に代替できるところはほぼできてるというか、もう若干努力はするけどだいたい遠隔操作で、人件費カットするところはだいたいできているというふうにおっしゃった。

そうするとこの 15 ページの事業費が 12.3 億円というふうにありますが、改築寄与分 C 2 というのは、人件費をほぼ圧縮し切っているというふうにすると、たいして C 2 というのは見込めないような気もするんですが。先ほどの人件費がもう圧縮できるところは圧縮しているという説明との関連で、15 ページの 12 億円をもう少し噛み砕いて説明いただけませんでしょうか。

(工業用水道TM)

まず、お尋ねの人件費の圧縮ですけれども、施設の合理化等に合わせた圧縮は、もうほとんど 15 年度の一元化、16 年度の水道事業との共同化で終えることになりますけれども、

さらなるコスト縮減のための人件費圧縮というのは他に考えておりまして。それは単なる施設の統廃合だけではなくて、私共の中の事務事業の見直しをさらにいたしまして、統合すべきものは統合し、事業所とそれから現在ではこの県庁にございます本庁との二極的な扱いになっておるんですけれども。そこのところも例えば物品の調達等は共用して出来るよとか、そういう部分の人件費も更に今後圧縮する部分が可能というふうに考えておりますし、そうしていきたいというふうに考えております。

それから計数の分については担当のほうから説明します。

(工業用水道工)

この維持管理費用につきましては、あくまでも 12 年度の維持管理費をベースに計算をしておりまして、この 21 ページにありますところの平成 20 年の 23 億 4300 万円という維持管理費用につきましては、13 年度の実績です。それを社会的割引率を考慮して更に改築費用分として 3.5%掛けたのが、先ほどの 7 億 2100 万円で。計算にはありませんけどもこの 12 億 3000 万円という 15 ページの表につきましては、これは社会的割引率 4 %考慮していない数字ということになっております。

(工業用水道T)

工水チームの谷口と申します。1つだけ先ほどの人件費、ほとんど機械化されて、もうそれでほとんど圧縮をされてるんだろうというご質問だったと思うんですけども。先ほどマネージャーが申しましたけども、例えば浄水場の運転監視については一元化をして、一箇所から複数の浄水等、浄水場を運転監視を外務委託をして一元化をしておりますけども、やはり事業全体の維持管理のためには、もちろん管路補修なり、それから浄水場の施設なり、そういった保守的なものの人件費というのは、当然先ほどマネージャーが申しましたが、極力今からまだいろんな見直しも含めてコスト縮減には務めてまいる所存ではございますけども、まだ少しその辺についてはどうしてもまだ人件費というのはかかるということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

(委員)

人件費がかかるということは、よく理解しているつもりです。人件費をかけてはいけないという主旨の質問ではなくて、改修で、ある資金を投入するんだから、それのベネフィットとして人手がかからなくなるという論理構成だと思うんですね。要するにこの投入に対してどのくらい人件費が削除できるような効果を持っているのかというのが明解に示される必要がある。それ以上の一般の行政としてのコスト圧縮っていうのは別の話だろうと思って。ちょっとそういう意味では補足されたために余計わかりにくい。

21 ページの維持管理費がその社会的割引率を考慮しているけども H13 年度が、23 億ですか。ずっといってその一番下の数字を右に足していくと 7 億何がしとなっているのが、平成 12 年度がベースだというふうにすると、コスト圧縮の効果が見込まれてないんではないかなという気がするんです。コスト圧縮がもししきれたら 11 ページのピンク分が人件費と機械の油代、電気代だとかそういう構成比になっていると思うんですが、人件費分に対応する C 2 というのは、ほとんど極端にいうとゼロのはずですよね。今回、改修事業

が行われて今までの努力によっても人手がもうかからないようになっているというふうに考えると、いくらこの C 1を投入しても、人件費のコスト圧縮分はほとんどないはずじゃないかなと思いまして。

先ほど 21 ページは7億何がしがあって、その内の人件費ってどのくらいかなと。説明としては人件費はもう切り詰めるところは切り詰めているという説明になると、この分にはコストとしては人件費の分というのは、あんまり効果は発揮してないはずじゃないか。いくらて1を投入しても、もう切り詰めるところは切り詰められてるんだから、C1に相当する分の人件費のコスト圧縮というのは出来ないんじゃないか。それなのに7億と計上してあるから、この中の人件費分っていうのはどのくらいか。

(工業用水道工)

確かに先生がおっしゃられるように改築によりまして維持管理費、どちらかというと人件費とか修繕とかが減ってきて維持管理費が減っていくという部分あろうかと思うんですけども、それは実際終わってみて検証すれば、きっちりした金額がわかると思うんですが。今途中の段階で、その辺の計算手法も確立してないですので、この費用便益比の計算には維持管理費の軽減という部分については、全然考慮されてないのが事実です。

(委員)

わかりました。今の話を考慮すると、12 ページの第 2 案の下の段 1.05 ですけども、ピンクのさっきの C 2 がもうちょっと小さいはずじゃないかなというふうに想像すると、1.05 よりもうちょっと大きくなるかもしれないということですね。

(委員)

先ほど、委員も質問にありましたけど、給水量の推移と予測についてもう一度伺いたいと思っています。この資料たくさんいただきましたけど、過去いずれも、過去 20 年間の給水量から向こう 20 年間を予測するという手法で答えを出されてるんですが、非常に経済成長が右肩上がりの時代の数値を基準にして向こう 20 年を算出する手法というのは、どうかなというふうに思うわけですね。

例えば契約水量について各企業が改定というか、少し減らそうというふうなそういうような提案があったとか、あるいはこちらのほうのこちらのこのパンフレットをこの間から見ていたんですけど、工業用水を使う企業というのは、化学企業とか石油、石炭企業がとても多いというふうにグラフが書いてありますが、その多い所の地域の産業が実際にどういうふうにこれから成長していくんだろうかというふうな外的要因とか、今までになかったようなそういうファクターを考慮した、そういうふうな予測が出来なかったものだろうかなというふうに思うわけなんです。数値として正確に現れるものではありませんが、傾向としてトレンドとしては、なんかそういうことが出来たのではないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

(工業用水道 T M)

今、ご指摘のところが大変、私共としても悩ましい所なんですけども。パンフレットを

見ていただいているということで申し上げますと、パンフレットのところに工業用水の使用量の推移があると思いますけれども、ここを見ていただきますと、工業用水道としていわゆる私共がお届けをしている水の量は、平成11年で見ますと85万tほどございまして、そのうち51万tが工業用水道として私共のほうから送っておるわけですけれども。全体的な大きな下がり傾向の右下がりの傾向は、その他の使用水量、特に井戸水だとか地表水、上水道等のその減量傾向が大きゅうございますというのが、これが1つ北伊勢の特徴かなということでございます。

それから、1つお尋ねのありました契約水量についてのお話については、具体的にユーザーからございまして、先ほど説明の中でも申し上げましたように、施設の合理化等の中で北伊勢の1期とか四日市工水という古い施設を廃止をし、水源も廃止をしておりますけれども、一部その配水管等工場へ届ける部分のパイプラインについては生きておりますが、そういう部分を廃止をする、廃止と合わせて実際にお届けするその水源担保がないわけですから、その水源に見合う契約水量についても、ユーザーとの話し合いの上で減量いたしております。

それからこのトレンドなんですけど、非常に難しいところでございまして、この辺にもう少し別の要因を入れれば確かにおっしゃるようにいいんでしょうけれども、なかなか具体的な手法等が全国の工業用水協会等でもなくて、今いろいろ先生方も考えていただいとるというが実態でございまして。そんなところもありまして、下がり傾向にある全国値を考慮するとどうなるのかなということで。あえて下がり傾向があるということを承知の上で、全国値を使いましてトレンドをしてみたというとこでございます。

(委員)

先ほどお答えになりました井戸水の部分が随分減ってきていて、工業用水が増えてきているんだというふうな過去の傾向は、これから向こう 20 年間の予測をするのに、ほとんどこれからのことを考える材料としてはふさわしくないというふうに思うのですが、そのお答えとしてはちょっと不適切かなと思いました。

あと、全国的な横ばい、あるいは下降傾向というのを、この工業用水の中ではどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。私としては実際に過去、将来の用水の使用量が増えない。減るのは別に怖くないと思うんですよね。大事なのはそれを的確にどういうふうに使っていくかということが大事なので、そう予測を正確にしようという努力をされたほうがいいのかな。なかなか難しいとは思うんですが、そういうふうに思うんですが、そういう点はいかがお考えでしょうか。

(工業用水道TM)

確かにおっしゃる点については、全体的なパンフレットのほうでの全体量、淡水の使用水量としては減少しておるんですけれども、ベースになります工業用水のところは前後しながら、波を打ちながら、あまり変化がないのかなということで、私共の事業水量も横ばいかなというふうには見ておりますけれども。今おっしゃったような点も十分加味しなければ、考慮しなければいけないのかなと思うんですけども。非常に手法等、これというものがございませんので、苦慮しとるというのが実態でございます。

(委員)

経済の流れとしては随分、過去 20 年から今は曲がり角に来ているというふうによく言われておりますが。だから、そういう全体の流れが今までとは違った方向に向いてるんだというようなことを、もう少し認識していただいて、数値を慎重に考えるということのほうが、より今の風に合っているか、ふさわしいかなとは思うんですが。是非、そういう努力をしていただきたいなというふうに思います。

(工業用水道TM)

単なるトレンドが、増加傾向にあるから横ばいだということではなくて、企業等々の、 私共も北伊勢のユーザーとのお話の場等も持っておりますので、そういうところでも実際 に水を使ってみえる顧客の意向も聞きながら、今おっしゃっているようなところも考えな がら、果たしてどの辺で整備していくのがいいのかということを考えていきたいと思って おります。

(委員長)

関連してですけれども、私も林委員や福島委員とまったく同じ印象を持っています。やっぱり 20 年のトレンド取ったのは、まずいんじゃないかなと。当然、経済の局面変わっておりますので、できれば 7、8 年からのトレンドでされたほうが良かったかなと。ただ、7、8 年からのトレンドですとサンプル数が少ないので、これはやっぱり安全側を考えざるを得ない横ばいかなと、僕も思うんですけれども。ただ、姿勢は福島委員がおっしゃったように、局面の変わったところでトレンドしていって、下がり気味だけれども安全を取ればというなら、私なんとなく、そういえば手法もないなという気がするんですが。他の委員がおっしゃったように、本当に局面は変わったんだということで、あの高度経済成長の数値を放り込むというのは、少し冒険かなという気がします。これはコメントです、私の感想です。どうぞ。

(委員)

特に、9ページにある将来予測のこのシナリオに基づいたシュミレーションの結果なんですけれども、それに対しては前回も私のほうからの指摘もさせていただいたと思うんですけれども。今、現在使われているのが1日42万tですか、平成13年を基準としますよね。一番今ひとつの20年後を見込むというのが、これだけ不確定な予想が多い中で、非常に難しかったと思うんですけれども。一応の1つの救いがあるとすれば、落ち込んでいた平成13年度の基準値をベースラインにして考えたということで、こんなもんかなというところの部分もあるんですけども。

1日 42 万 t ですね、それを平成 33 年度までに 1日 7 万 t から 8 万 t ぐらい増えていくということで、33 年には 50 万 t という形で上積みしているんですね。その予測 と予測のその間のギャップ、先ほど平均給水量と淡水の給水量というようなところでの差があるんだということをおっしゃるんですけれども、非常に厳しい苦しい説明に過ぎないものでありまして、おそらくこういう形にはなかなかいかないだろうと思っておりますね。今

後 10 年の予測がいいのか、30 年がいいのか、20 年がいいのか、そういうところに関して はわからないものが多い中で、苦しんだ末に 20 年という形で出していると思うんですが。

1つ伺いたいんですが、これは参考資料として、この委員会に出されているものであって、これを情報公開のものでは出さないということなのかどうかっていうことを伺って。そしてこれをオープンするという形になるとすれば、もう一度考えていただいて書かないと、こういう何て言うんでしょうか、予測 のような形では絶対できないんで、これは疑われてもしょうがないものがあるので。これどういう形で使おうと思っていらっしゃるのか、ちょっと教えていただけますか。

(企業庁事業推進分野総括M)

恐れ入ります。実は三重県の公式の見解を申し述べさせていただきますが、今、三重県は平成4年に水資源総合利用の基本方向というようなものを作っております。それは平成4年にできたものですから、この北勢地域につきましては非常にポテンシャルの高い地域いうことでございまして。1つは中空が出てまいりましたし、それから高速道路の第2名神、東名でありますとか、そういうようなものもどんどん出ておりますし、木曽岬干拓の分もございますし。それからその時には首都が来るとか来ないとかいう話もございました。そんなふうなこともございまして、4年の部分では右肩上がりの需要予測がございました。

で、現在のところどうしようかということで、私共の水資源チームが、よその部でございますけども、そこで全庁的に今、水の需要、工業用水、水道、農業用水全部含めまして、今、検討いたしておるところです。そんなふうなことで、その中でどういう動向になるのかということでございますけども。工業用水だけ申し上げますと、これは本当にもう1つの地域に工業団地がございまして、そこに水を使っていただく企業さんが誘致ができますれば即座に水がいると。例えば亀山・関テクノポリスの所へ今度シャープが北川知事の努力で来ていただくわけでございますが、それでもうすぐ工業用水がいりますとか、そんなふうなこともございまして。

北勢地域にはたくさんの工業の用地が確保されておりますので、それでいつなんどきどれだけ水需要が発生するのか、それがそのポテンシャルの高い地域というふうな表現をいたしておりますので。私共の北伊勢工業用水の分につきましては、まあほぼ横ばい状況かなというのはマネージャーが申し上げましたが、それぐらいの予測ということでございますので。この資料につきましては、この委員会での参考資料ということで、これは外には中々説明がしきれないものという感触を持っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(委員)

情報公開の時代にこれはということなんですけれども、おそらくここではいろんなインデックスを使われていると思うんですが、そのインデックスの根拠を全部出さない限り、この事業の説明には苦しいところがあって、そういった意味も兼ねて、おそらくこれは公表できないだろうなと、しないほうがいいなというふうに思っています。

1つだけちょっと申し上げたいのはどういうことかというと、四日市コンビナート踏まえて、これからハイテクニックのいろんなものが来るとか、そういうことになっているん

ですが、実際に北伊勢のところで四日市コンビナートというところは非常に大きいなウエイトを占めている部分だと思うんですね、トータルで見たときに。実際にそんなに増えていない、しかも四日市市自身がものを作るという時代のほうから、ものを開発するというところで、かなり傾向をシフトしていっていますよね、コンビナート自体が。

そういうところから見たときに、一応どういうものが入ってきてもすぐ即工業用水を供給できるような体制を作るんだということは、発想としては悪くないものだと思うんですが、どのくらいのものがいつの段階できているのかという予測が難しい中で、横ばいだとかや右肩上がりだとか、そういったことをおっしゃる自体、しかもただ傾向だけじゃなくて1日何万tの水を必要とするのかという具体的な数値も、ある程度出さないといけないといういろんな状況踏まえてみますと、やっぱりこの参考資料はこの委員会の資料としてやるんだという判断は、良かったんじゃないかなと思っている。これはコメントです。

(委員)

水需要の話にもう1回戻させていただいてもよろしいでしょうか。11 ページのところで、一番下の式で先ほどこれを前提にすると 12 ページの下の段は人件費の見積り方によって大きくなりますねという確認をしたんですけども。11 ページの一番下の式をもう1回確認したいと思うんです。具体的にピンクのC2が下にきているんですけども、これは分子にくるべきではないかなということです。

一番上に左が過去で右が時間というグラフがありますね。改築が必要になる前の当初の考え方を見ると、事業効果が分子にきて、分母は建設費と維持管理費という見方をするんだと思うんですね。だから、そういう見方をすると、改築することによって改築の事業費というのが、当初の左側の見方をすると建設事業費に相当しますよね。維持管理費はゼロにはならない。さっきの話でもコスト縮減、人件費はコスト縮減十分しているんだけども、いろいろかかるんだというお話で。したがって、一番右側の縦の棒で維持管理費は小さくはなるけども何がしかはかかると。したがいまして、本当は維持管理費がどういう言い方したらいいんでしょう、赤い所の上の高さが1センチくらいの目盛になってますけども、そのくらいかかっていたのが、赤い改築費を投入することによって5ミリくらいの維持管理費に縮減されているわけですよね。逆に言うと、ピンクは赤によってコストが、維持管理費が縮減できたというベネフィットじゃないかなという気がするんですが。

そういうふうに見たら赤い改築費を投入することによって B 1 、 B 2 と、本来というか現状かかっている維持管理費が何がしかに圧縮できた。その圧縮分は定常的なコストから差っ引かれるから、これは分子にくるべきではないかなという気がするんですけども、どうでしょうか。(テープ交換)

(工業用水道工)

ご質問ですけども、それはあくまでも第2案に限ってのお話ですよね。第1案も同じことっていうことでよろしいでしょうか。第1案についても、同じくピンクの部分が上にくるという。

(委員)

そう、同様ですね。

(工業用水道T)

はい。このピンクの部分につきましては、この体系図でいきますと水色の事業更新効果 B 2、この効果を発揮するための維持管理費というふうに考えております。ですので、改築事業費だけじゃなしに B 2を発揮するためには、この期間、電力費とか薬品費とか人件費をかけてこの効果を発揮するということですので、分母にくるのが正しいと思いまして、分母に置いております。

(委員)

もう少し教えていただきたいんですが、今の説明だと体系図の一番右側の縦の棒グラフを見ると、維持管理費の白い部分は現状のその上の白い部分の事業効果に対応した維持管理費と見るんですか。そして、ピンクの改築による寄与分というのは、B2に対応する維持管理費と見るんですか。

(工業用水道T)

そうです。そのように考えております。

(委員)

そうしますと、21ページの一番下の段が維持管理費ですよね。

(工業用水道工)

はい、そうです。

(委員)

それで白い維持管理費、白い部分に該当するのは、この中には書いてないんですか。

(工業用水道工)

そうですね。この3.5%がピンクで、残りの部分が白の部分になります。

(委員)

何から 7.2 を引けばいいんでしょうか。

(工業用水道工)

ですから、白の部分にあたりますのは、例えば2 - 4の表でいきますと、H20 年 17 億 8000 万円というのが真ん中の表にあると思いますけども。それから下の 6200 万円を引いた部分が、白の部分になるということです。

(委員)

そうすると維持管理費は、平成20年には、全部一緒ですね。平成12年度がベースにな

っているから、23億円基本的に維持管理費はかかると。

(工業用水道T)

そうです。

(委員)

赤い改築事業費を投入したから、その下の真ん中の段の白い部分に該当する維持管理費は、年々あまりかからなくなる。

(工業用水道T)

ええ。本来であればそういうことなんですけども、それがいくらかということが確立されておりませんので、同じ金額を入れております。

(委員)

ちょっと計算の仕方がよく理解できないので、平成 13 年度はずっと 23 億円となっていて、その下が 1700 万からだんだん少なくなって、改築工事費もずっと少なくなって。それはなんて言うんでしたっけ、現在価値に変換して変わっていると思うんですけど。

(工業用水道工)

はい、そうです。

(委員)

そうすると、維持管理費は現状と同じものが基本的にかかると考えたと。そのうち改築 事業費によって、本来は手間がかからなくなるというふうに考えられるけども、それはよ くわからないから平成 12 年度の維持管理費がずっと続くと考えると。

(工業用水道工)

はい、そうです。軽減につきましては事業が終わった後、検証されてわかってくると思いますけども、現在でははっきりといくら軽減されるかということはわからない状況にあると思います。

(委員)

本当ならば改築をしたら、先ほどのように人件費がカットできるとかいろんな効果はあるはずなのに、それは現在は見ない。だから、ベネフィットは一部カットしてみえるわけですね。維持管理費が縮減できるという効果は見ないでおくと。従来の事業効果に相当する維持管理費は一定で終わって、B2という新たな効果を見出すための基本的な維持管理費もある。それは今と同じコストである。一応、論理はわかりましたけども、疑問なのは、改築することによってもたらす利益を見ないという論理がよくわからないんですが、それを見なくても一応1.05 あるということを、検証したというふうに理解すればよろしいですね。

(工業用水道工)

はい、そうです。先生の言われるように維持管理費についても軽減されますので確実ですけども、それが一体どれだけ軽減されるかという手法が、今のところ確立されてない。 今後検証、改築事業が終わって数事業見まして、全国的にどれだけ軽減されたかとか、そういうデータに基づいて、今後の費用便益比計算に反映していくことになるんではないかなと思っておりますけども。

(委員)

わかりました。

(委員長)

今、お話を聞いていて思ったんですが、我々ですと今おっしゃった更新後の維持管理費、これ寄与分というと改築が寄与して減ったと取ってしまうんですよね。ですから例えばこの場合は改築維持分とかしていただくと、非常にわかりやすかったっていうかな。僕もこれ今、一番初めて見た時、「寄与」っていうとその。

(工業用水道T)

先生がおっしゃるように、表現の仕方が悪いのと、ちょっと大きく3.5%なんですけど、大きく貢献したような形になってますけれども、現実は3.5%で。改築の事業効果を維持するために必要な維持管理費というふうに、ちょっと考えていただくとよろしいかと思うんですけども。

(委員長)

ご意見頂戴いたしますが。よろしいでしょうか。はい。それでは休憩を挟みまして、意見書を作成してご報告申し上げます。事務局、再開は30分後ですと50分でどうです。わかりました。では、55分再開といたします。よろしくお待ちください。

(休憩:意見書作成)

(4)再評価対象事業の答申

(委員長)

お待たせいたしました。それでは、先ほど審査いたしました工業用水道事業の1件につきまして、意見の具申をいたします。読まさせていただきます。

意見書(案) (平成14年度第7回)

三重県再評価審査委員会

1.経過

平成 14 年 12 月 25 日に開催した平成 14 年度第 7 回三重県公共事業再評価審査委員会に おいて、県企業庁より工業用水道事業の審査依頼を受けた。

本日、審査対象事業に関して、県企業庁の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2.対応方針案に関する意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

県事業

工業用水道事業

25 番 北伊勢工業用水道改築事業

25 番については、平成 11 年度に事業着手し、一定期間を経過して継続中の事業である。 再評価の結果、老朽化した工業用水道施設を改良・更新することにより工業用水の安定 供給を図るといった事業の必要性、事業への投資効果が認められることから、事業継続を 了承する。

なお、需要予測が施設規模の設定に大きく影響することに鑑み、合理的な将来需要予測を行うよう求めるものである。

また、当事業がユーザー企業へのサービス提供を介し、ひいては県民への経済的波及効果につながっているという視点を忘れないこと。

以上であります。ようございましょうか、委員の方。

では、これで本日の審査を終了いたします。

(事業評価・システム開発TM)

どうも長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

次回の第8回は年明けまして1月22日水曜日、14時からこの場所で開催をさせていただきます。それで次回は、今までいただきましたご意見等に対しまして、各事業主体のほうから総括的なご意見に対する回答ということでさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。